とっとりSDGs伝道師制度　実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県におけるSDGsの普及啓発や実践促進のため、県内でSDGsの理念の普及や事例紹介等を行うなど、SDGsの普及啓発の核となるとっとりSDGs伝道師（以下「SDGs伝道師」という。）の任命や派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命）

第２条　県は、前条に規定するとっとりSDGs伝道師制度の目的に照らして適当と認められる人材をSDGs伝道師に任命する。

（SDGs伝道師の活動）

第３条　SDGs伝道師は次の各号に掲げる活動を行うものとする。

（１）自主的なSDGsの普及

SDGs推進のため、個人、企業、団体等に対して自主的にSDGsの普及啓発を行う。

（２）招へいに基づくSDGsの普及

県内企業、団体等（以下「企業等」という。）がSDGsの実践のために県内で実施する研修会等にお

いて講演等を行う。

（SDGs伝道師の責務）

第４条　SDGs伝道師は、前条の活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならず、SDGs伝道師を退いた後も同様とする。

（SDGs伝道師の活動支援）

第５条　県は、SDGs伝道師に対してSDGsに関する情報提供や講習を実施するなど、第３条の活動を支援する。

（任期）

第６条　SDGs伝道師の任期は１年間とする。ただし、年度の中途から任命する場合は、その年度の末日までとする。

２　前項の任期が満了するまでにSDGs伝道師から任命を辞退する旨の申し出がない場合、任期を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（派遣手続）

第７条　SDGs伝道師の派遣を希望する企業等は、とっとりSDGs伝道師派遣申込書（様式第１号）により、原則として派遣希望日の１カ月前までに県に申し込まなければならない。

２　県は、前項の申し込みがあったときは、当該申し込みを受けた日から１４日以内に当該申し込みをした企業等にSDGs伝道師の派遣の可否を通知するものとする。

（実施報告）

第８条　SDGs伝道師の派遣を受けて研修会等を実施した企業等は、SDGs研修会等実施報告書（様式第２号）により、当該研修会等を実施した日から１４日以内に県に報告するものとする。

（費用の支払い）

第９条　県は、予算の範囲内において、SDGs伝道師に対し、第３条第２号の活動に要する旅費を支給する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和３年４月８日から施行する。

（様式第１号）

とっとりSDGs伝道師派遣申込書

　　年　　月　　日

　鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs推進課長　様

　　　　　　　　〒

所　　在　　地

企業・団体等名

代表者名

担当者名

（電話）

　　　　　　　　　　（FAX又は電子メール）

　とっとりSDGs伝道師の派遣を受けたいので、次のとおり申し込みします。

|  |  |
| --- | --- |
| 派遣希望日時 | 第１希望　　　　年　　月　　日（　）　　　：　　　～　　　：第２希望　　　　年　　月　　日（　）　　　：　　　～　　　：第３希望　　　　年　　月　　日（　）　　　：　　　～　　　： |
| 研修会等の名称 |  |
| 派遣希望場所（所在地、名称等） |  |
| 研修会等の参加者及び予定人数 |  |
| 希望する講演等の内容についての概要（具体的に記入してください）【テーマ】【内容】 |
| （特に希望がある場合に記載）派遣を希望するとっとりSDGs伝道師氏名第１希望：第２希望： | （その他、希望事項がある場合は記入してください） |

（様式第２号）

SDGs研修会等実施報告書

　　年　　月　　日

　鳥取県令和新時代創造本部政策戦略監新時代・SDGs推進課長　様

　　　　　　　　〒

所　　在　　地

企業・団体等名

代表者名

担当者名

（電話）

　　　　　　　　　　（FAX又は電子メール）

　とっとりSDGs伝道師の派遣を受けてSDGs研修会等を実施したので、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 　　年　　月　　日（　）　　　：　　～　　： |
| 研修会等の名称 |  |
| 実施場所（所在地、名称等） |  |
| 研修会等の参加者及び人数 |  |
| 研修会等内容【派遣を受けたとっとりSDGs伝道師氏名】【テーマ】【内容】【研修会等の感想や効果など】【その他要望など】 |